

平成23年9月5日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副 | 市 | 長 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| 教 | 育 | 長 | 浦 | 郷 | | 究 |
| 技 | | 監 | 松 | 尾 | | 定 |
| 政 | 策 | 部 | 角 | | | 眞 |
| つ | な | が | 山 | 田 | 義 | 利 |
| 營 | 業 | 部 | 森 | | 孝 | 畑 |
| 營 | 業 | 部 | 北 | 川 | 政 | 次 |
| く | ら | し | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| こ | ど | も | 馬 | 渡 | 公 | 子 |
| ま | ち | づ | 石 | 橋 | 幸 | 治 |
| 山 | 内 | 支 | 牟 | 田 | 泰 | 範 |
| 北 | 方 | 支 | 川 | 内 | 野 | 夫 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 口 | 光 | 則 |
| 教 | 育 | 部 | 浦 | 郷 | 政 | 紹 |
| 水 | 道 | 部 | 宮 | 下 | 正 | 博 |
| 総 | 務 | 課 | 松 | 尾 | 満 | 好 |
| 財 | 政 | 課 | 中 | 野 | 博 | 之 |
| 企 | 画 | 課 | 平 | 川 | | 剛 |
| 選 | 挙 | 管 | 成 | 松 | | 薫 |
| 監 | 査 | 委 | 一 | 丸 | 喜 | 代 |
| 農 | 業 | 委 | 森 | | 博 | 邦 |
| 員 | 会 | 事 | | | | 文 |
| 務 | 局 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | 局 | | | | |
| 長 | | 長 | | | | |

議 事 日 程 第 1 号

9月5日(月)10時開議

| | |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議長の諸報告 |
| 日程第4 | 市長の提案事項に関する説明 |
| 日程第5 | 教育長の教育に関する報告 |
| 日程第6 | 議員宮本栄八君に対する懲罰の件について(懲罰特別委員長報告・少数意見者報告・質疑・討論・採決) |

開 会 10時

○議長(牟田勝浩君)

皆さんおはようございます。ただいまより平成23年9月武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第49号議案から第72号議案までの24議案と、報告第9号、報告第10号の報告2件及び議員から提出されました請願第3号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。山崎議会運営委員長

○議会運営委員長(山崎鉄好君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成23年9月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、9月2日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 一般質問の質問順序について、第4. 懲罰特別委員会の報告について、第5. 請願の取り扱いについて、第6. 決算認定について、以上6項目でございます。

本定例会において審議されます議案等は、ただいま議長から上程になりました、専決処分の承認1件、事件議案2件、条例議案1件、補正予算議案7件、決算認定13件、報告2件及び請願1件の計27件であります。

また、6月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました、議員宮本栄八君に対する懲罰の件につきましては、懲罰特別委員長から審査終了の報告が議長あてに提出されており、本日、御報告いただくこととしております。

以上の件について協議しました結果、議案の審議順序は議案番号順に行い、専決処分の承認については、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

決算認定及び報告を除く、請願及び他の議案については、所管の常任委員会に付託をし、第53号議案は、所管の常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

次に、決算認定議案の取り扱いを協議いたしました結果、一般会計等決算審査特別委員会と特別会計等決算審査特別委員会を設置し、一般会計等決算審査特別委員会には、一般会計、国民健康保険特別会計外2件の特別会計。特別会計等決算審査特別委員会には、水道事業会計外1件の企業会計と農業集落排水事業特別会計外6件の特別会計決算認定議案を付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、一般質問は14名の議員から55項目の通告がなされております。

質問順序の抽せん結果はお手元に配付のとおりで、9月12日から15日までの4日間で行い、1日目の12日、2日目の13日はそれぞれ4名、3日目の14日、4日目の15日はそれぞれ3名とし、抽せん番号順に行い、午前9時開議とすることに決定いたしました。

また、質問時間につきましては、従来どおり答弁を含めて90分であります。

以上のことを考慮し、休会等を含め検討いたしました結果、会期は本日5日から26日までの22日間が適当である旨、決定いたしました。

日程等の詳細につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日5日から9月26日までの22日間と決定をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5日から9月26日までの22日間とすることに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会規則第81条の規定により、5番山口良広議員、8番石丸議員、11番上野議員、以上の3名を指名いたします。

日程第3 議長の諸報告

日程第3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告は、お手元に配付いたしております文書をもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

市長より、一部修正及び追加の申し出がっておりますので、これを許可しております。

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成23年9月武雄市議会定例会の開会に当たり、市政運営の状況及び方針について御説明いたします。

まず、全国的に注目されております被災者の支援の取り組みについてであります。

6月定例会等での議会からのさまざまな御意見、御提案、被災地における状況の変化、被災者から寄せられる声なども含め、第4次の「武雄市タウンステイ構想」を発表し、新たに3つの事業を実施することといたしました。

1つは、「キッズ・タウンステイ」であります。これは震災や原発事故の影響等によって、屋外でのスポーツや遊ぶ機会に恵まれない子どもたちに対しまして、武雄に滞在していただき、心身のリフレッシュの機会を提供するもので、子どもたちやその保護者等に対し武雄までの移動費、滞在費の一定額を助成するものであります。

8月末時点で、1団体と6家族、26名の子どもたちと11名の保護者の計37名を受け入れました。

その中で、8月17日から4日間、武雄市内のボランティア団体等と連携し、福島県郡山市の小学生14名のグループを受け入れました。

わずかな期間でありましたが、武雄市に滞在中は、御船が丘小学校の子どもたちみずから企画した交流会、ドッジボール、プール遊び、宇宙科学館の見学などを行いました。私も小学校での交流に参加しましたが、子どもたちからは「いつもは30分しか外で遊ばせん。思い切り遊べてうれしい」、「ことし初めてプールに入ることができて楽しかった」などの声が聞かれました。今回の受け入れ、交流に当たって御尽力を賜りましたボランティアの方々、ホテルなどの関係施設の皆様、地域、保護者、議会の皆様など、お世話いただいた方々に対し、改めて御礼を申し上げる次第であります。

2つ目は、「タウン・サポートチーム武雄」の派遣であります。これは4泊5日の日程で、市民の皆さん方が、岩手県陸前高田市でのボランティア活動を行うものであります。詳細は、9月号の市報に掲載しております。第1次の派遣を9月25日に予定しております。

3つ目は、「技能ボランティア」事業であります。企業等に協力いただき、被災地での復旧、復興に有効な技能をお持ちの人材を派遣するものであります。

さて、ここまで被災者支援の取り組みについて御報告いたしました。別の観点からの取り組みについて御報告申し上げます。

御存じのとおり、この夏は我が国では電力の需給逼迫が懸念され、国を挙げての節電対策が求められました。そこで、武雄市では独自の取り組みとして「ウルトラクールビズ」と「残業禁止」を実施しました。

「ウルトラクールビズ」は、室内温度28度の厳守と節電意識の一層の徹底を目的に、夏の軽装として実施してまいりました「クールビズ」をさらに進め、これまでのノー上着、ノーネクタイに加え、ポロシャツ、Tシャツ、短パン、スニーカーなども認めることといたしました。

この「ウルトラクールビズ」については、国内のマスメディアのほか、アメリカ大手テレビ局のABCを通じて全米で放送されました。多くの市民の皆様からも好意的にとらえていただいております。また、職員からも軽装で仕事の能力がアップしたと報告を受けております。

また、7月からは「残業禁止」にも踏み切りました。

これらの取り組みを行った結果、「ウルトラクールビズ」を開始した6月では、1カ月の電力量は、前年比で約20%の減となりました。

さらに加えて、「残業禁止」を開始した7月の時間外勤務は、時間数で昨年比の93%の減、手当支給額ベースで363万円の減という著しい効果を上げることができました。この取り組みによって、通常業務の内容についても見直しのきっかけになったと考えております。

当初、「残業禁止」については、7月、8月の期間に限ってといたしておりましたが、このように単に節電対策のみならず、業務の効率化、職員の意識改革等にも有効であることから、今後も議会の理解を得て、継続して実施したいと考えております。

一方で、これは佐賀新聞にも書かれましたけれども、さまざまな課題が浮き上がってきました。とりわけ大きかったのは公民館の業務であります。これによって市民生活が福祉の維持向上が低減することは許されません。したがって、私たちとしては、公民館等で勤務する職員に対しては、大胆なフレックスタイム制を導入するという事で、目下組合と最終調整に入っております。組合等の理解が得られれば、早ければ10月から開始をしたいと思っておりますので、これも議会の皆様方とよく協議をしたいというふうに思っております。

次に、震災の教訓を「伝える」取り組みについて御報告いたします。

議員有志とともに行った宮城県仙台市若林区での瓦れき撤去等のボランティア活動については、既に報告をいたしましたところですが、活動の中で私自身改めて災害の恐ろしさ、防災の必要性、人命のとうとさ、特に助け合うことの大切さを痛感いたしましたところがあります。そしてまた、この貴重な経験から学んだことを、将来を担う子どもたちに伝える必要性を感じたところがあります。

そこで、議会からの御指摘を踏まえて、ともに活動した議員諸氏とともに、この夏休み期

間を利用して、8月8日の武雄北中学校を皮切りに、中学校5校、小学校1校で子どもたちを対象にしたボランティア活動の報告会を行ったところであります。また、8月24日には、御自宅が大変な被害を受けられ、5月に私たちがボランティア活動をいたしました宮城県仙台市若林区在住の「大友よし江」さんと「早坂静子」さんをお招きし、みずからが体験された災害の状況等について、市民の皆様、職員約140名を前に御講演をいただきました。

次に、震災の教訓や被災者支援の経験を生かす取り組みについて御報告いたします。

さきの議会においても御説明いたしましたとおり、今回の原発事故を踏まえ、本市の地域防災計画の大幅見直しを進めてまいりましたが、8月末に素案を取りまとめました。今回の見直しの大きな項目は、東日本大震災を踏まえ「原子力災害対策編」を追記すること、また大きな災害時を想定し、相互支援体制をとるために、近距離の都市間及び遠距離の都市間で災害姉妹都市的な協定を結ぶこととあります。

また、昨日実施いたしました総合防災訓練では、この素案をもとに原発事故を想定した訓練も行いました。県が策定された暫定避難計画による伊万里市の住民の方々の避難受け入れ、また武雄市の判断による若木町の住民の避難行動の訓練も行い、1,000人を超える市民の参加をいただきました。大規模水害を想定した訓練においても、多岐にわたる訓練を行いました。訓練の結果をしっかりと検証し、できれば9月いっぱいでの検証結果を議会並びに市民の皆様方に報告をしたいと思っております。

この検証結果を踏まえて、地域防災計画の見直し、今後の災害対策に生かしてまいりたい、そしてこの原発を想定した避難訓練については、さまざまな課題が浮き上がっております。これも生かして来年も再来年もしつこくやっていきたいと、このように思っております。頭で考えるよりは、まず体で動く。これは黒岩議員もよくおっしゃっておりますけれども、そういう動きで私たちとすれば、市民の安全・安心を守ってまいりたいと、このように考えております。

さて、8月1日に武雄市のホームページを完全フェイスブック化いたしました。これは何のこっちゃ、よくわからないということが多数だと思っておりますけれども、簡単に言えば、今まで実現できなかったこと、私とあなたの情報の双方向性、そしてすべてみんなの情報の共有性が一遍に図られるのがこのフェイスブックであります。私もはまっておりますが、楽しく参加することができます。こうしたソーシャルネットワークサービスを積極的に活用した行政の取り組みは、全国どころか、世界じゅうでも例がなく、特に完全フェイスブック化は全国初の取り組みであります。来る9月11日曜日、12日月曜日には、私が会長を務めております日本ツイッター学会・フェイスブック学会の総会が武雄市で開催をいたします。その中でも初心者の方を対象としたフェイスブック講習会を大々的に開催することといたしておりますので、ぜひ議員の皆さん、市民の皆さんたちの積極的な御参加をお願いをしたいと思います、このように思っております。

次に、現在、開発中の「武雄北方インター工業団地」について御報告申し上げます。

北方町宮裾地区において造成工事を進めてまいりました「武雄北方インター工業団地」については、いよいよ今月末に工事が完了し、10月1日からの分譲開始の運びとなりました。この場をかりて改めて地域住民の皆様方、議会の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

言うまでもなく、企業誘致は雇用機会の拡大や税収の増、地域経済の活性化などに極めて有効であります。この工業団地につきましては、高速道路からわずか2分という好立地条件や、さきの議会において議決いただきました国内最大級の誘致制度等をアピールし、超円高といういまだかつてない逆境の中、私自身、早期分譲に向けた誘致活動、トップセールスを行ってまいります。

最後に、市民病院の民間委譲に関します住民訴訟の進捗状況について御報告申し上げます。

去る4月22日、佐賀地方裁判所において第5回口頭弁論が行われました。原告側は平成23年6月2日に請求の趣旨の縮減申立書を提出し、市民病院には営業権があったという会計士の意見書に基づき主張を大きく変更しました。あり得ない話なんですね。主義主張がどういふことであっても、途中で変わると、裁判の中で大幅に変わるといふことは、私自身、裁判にかかわってきたこともあります。これはあり得ないことであります。ぜひこれは一部関与されて主導的な立場をとっておられる平野議員と江原議員には何を考えているのか、首をかき上げたいところではありますが、私たちとしては、裁判において、9月29日の弁論準備が予定されておりますので、武雄市が行った市民病院の民間委譲が正当な手続のもとで行われたことを誠心誠意説明し、明らかにしてまいる所存であります。

最後になりますが、私といたしましては、引き続き市政推進のため、より一層尽力してまいる所存であることをここにお誓い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、引き続きの御協力、御支援、御指導を切にお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

前田副市長

○前田副市長〔登壇〕

それでは、今定例会に提出しております議案について、その概要を説明申し上げます。

まず、条例議案では、一部改正条例1件を提案しております。

「武雄市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部改正する法律の制定等に伴い、改正するものであります。

次に、事件議案の「財産の処分について」は、武雄市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、また「市道路線の認定について」は、道路法の規定により、それぞれ議会の議決をお願いしております。

続きまして、一般会計補正予算（第3回）につきまして、主なものを御説明いたします。

今回の補正は、5月の豪雨、7月の梅雨前線豪雨により発生した災害の復旧に要する経費や、国及び県の補助金の内示に伴う事業費の調整など、6月補正後に生じた事由により、速やかに対応すべき経費について補正をお願いしております。

まず、災害復旧事業として、農地災害20カ所、農業用施設災害38カ所、公共土木施設災害26カ所等の災害復旧に要する経費をお願いしております。

また、国や県の補助金の内示等に伴うものとして、グループホーム2施設のスプリンクラー等の整備に対する補助金や、住宅リフォーム緊急助成事業費補助金を活用した一般住宅の増改築、改装等に対する補助金、社会資本整備総合交付金の内示額が予算額を下回ったことによる主要道路整備事業費等の減額をお願いしております。

次に、特別会計補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、療養給付費交付金返還金等、後期高齢者医療特別会計では後期高齢者医療広域連合納付金などを増額補正をするものであります。

次に、競輪事業特別会計では、鹿児島県のサテライト薩摩川内の本年12月からの新規開設に伴う経費をお願いしております。

そのほか、去る7月21日付で「一般会計補正予算（第2回）」について専決処分を行いましたので、その承認を求める議案、平成22年度決算認定議案13件及び2件の報告をいたしております。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

日程第5 教育長の教育に関する報告

日程第5. 教育長の教育に関する報告を求めます。浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

新学習指導要領が今年度から小学校、来年度から中学校と完全実施されます。その趣旨・ねらいを十分に理解し、県や市の教育の基本方針に沿い、「夢を持ち、ふるさとを愛する元気な武雄っ子の育成」に努めております。

学力向上推進強化施策の一つとして、ICTを活用した教育による「質が高く分かる授業の実践」を推進しております。電子黒板が68台となり、市内小・中学校学級数当たり43%の整備率となりました。各学校積極的に活用してもらい、児童・生徒の興味・関心や学ぶ意欲が高まり、効果を上げております。タブレットパソコンは、武内小学校と山内東小学校に試行的に整備しております。児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導に有効であると、実践校

からの報告を受けております。今後も国や県のICT教育重視の動向を注視しながら、計画的な拡充を行っていきたいと思います。

また、ICT利活用を推進するためには、先生方に習熟してもらう必要があり、支援員10名を配置しております。さらに県より2名の配置をしてもらい、市内全小・中学校で研修を重ねてもらっております。

今年度も著名な方々を講師としてお迎えし、特別授業を実施しております。中学生を対象にした中川恵一先生の「ガン防止の授業」や松尾亜希子先生の「夢を育む授業」、小学生や教職員・市職員を対象とした金沢工業大学三谷宏治先生の「発想力を高める授業」など、直接先生方の指導を受ける貴重な機会となりました。子どもたちも熱心に聞き入り、たくさんの感動と示唆を得ることができました。

不登校対策では、不登校児童・生徒数の減少を目標に、各学校とともに支援体制の見直しやケース会議の充実と校内の環境整備などに取り組んでおります。また、学校教育課と支援課、子育て総合支援センターの三者連携を強化し、定例会で情報交換を行い、効率的・効果的な支援活動を実施しております。

最後に、子どもたちは、別紙報告に上げておりますように、運動面、文化面において県大会や九州・全国大会に出場するなど、大いに活躍しております。

生涯学習関係につきましては、各町公民館でいろいろな講座や事業を展開し、地域コミュニティの拠点として役割を十分に果たしております。「わんぱくスクールの青島でのサバイバルキャンプ」、今回で20回目となる「北海道雄武町との児童交流」、「通学合宿」など、いろいろな事業をこども部と連携して開催しました。それぞれの事業の中で、子どもたちは貴重な仲間づくりや地域の人たちとの交流ができたものと思います。

青少年育成関係の機関紙「雄翔」第11号を発行し、いろいろな活動をお知らせしております。社会人権・同和教育関係では、各町で人権問題学習会を開催し、人権・同和教育問題への知識と理解を深めました。

スポーツ振興事業につきましては、5月7日から8月14日までの日程で「第58回市民体育大会」が行われ、総合優勝は山内町、2位武雄町、3位朝日町、そして躍進賞は若木町が獲得されました。

また、10月15日・16日に鳥栖・三神地区において開催されます「第64回県民体育大会」に向けて、現在、各競技団体において選手強化が図られております。

文化振興事業では、第31回たけお音楽祭、高校生のための舞台技術研修会、劇団四季福岡公演「観劇会」等を開催し、市民の皆様には育てる文化、創る文化、観る文化に親しんでいただきました。

文化財保護につきましては、武雄市伝統芸能祭の開催に向けて実行委員会を開催し、着々と準備を進めているところです。また、南片白浮立保存会へ明治安田文化財団から助成金が

贈呈され、後継者育成に弾みがつくと喜ばれております。

図書館・歴史資料館では、i P a dによる電子図書の貸出業務を開始し、現在、69冊の図書の配信サービスを行っております。全国各地から視察にお見えになっております。さまざまな御意見を参考にしながら、今後もより充実したMY図書館を構築してまいります。

また、武雄市美術協会展、松尾知子さんの米寿記念絵画展、金子認さんの作陶50周年記念展を開催し、多くの皆様に芸術のすばらしさを味わっていただきました。

「教育委員会の点検・評価」につきましては、平成22年度に実施いたしました教育委員会事業の評価結果について、今市議会に御報告申し上げ、その後、市民の皆様へ公表することといたしております。

以上、教育に関する報告をいたしました。なお、6月から8月までの3カ月間に実施いたしました主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりでありますので、ごらんください。

今後とも、さらなる御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

日程第6 議員宮本栄八君に対する懲罰の件について

日程第6. 議員宮本栄八君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮本栄八君の退場を求めます。

〔宮本議員退場〕

○議長（牟田勝浩君）

本件に関し、懲罰特別委員会の審査の経過並びに結果について、懲罰特別委員長の報告を求めます。上野懲罰特別委員長

○懲罰特別委員長（上野淑子君）〔登壇〕

懲罰特別委員会の審査報告をいたします。

本案件は、6月の定例会において付託されました宮本栄八君に対する懲罰の件についてでございます。

審査については、懲罰動議は議員の身分に関する重大な事件であるため、早急かつ慎重に結論を出す必要がございましたので、6月22日、24日、27日、7月4日、8月4日、18日の6回にわたって審査を行いました。

特に、懲罰動議の提出、動議の成立の経緯及び本会議での各議員の発言の確認、さらには懲罰を科すかどうかなど、慎重に審査を行いました。

主な意見としては、懲罰動議が提出される前に、この案件については、本人からの発言があり、また、議長による注意が行われ整理がついているので、一事不再議の原則に反するのではないかと、これについては、確かに議長の注意が行われたのは事実ですが、その後、発言等があり、議事は中断された状態で、議決したものではないので、一事不再議には反しない

との反論がありました。また、本件の栄八通信の記事は、既に懲罰動議の3日要件を過ぎているので、成立しないのではないかという意見が出ました。

これに対しては、今回の動議は、この記事そのものではなく、記事が本会議で判明したことにより、同日、議会運営に支障を来したことや、発言の際に、反省が全く見られなかったことが対象なので、3日要件には抵触しないなどとの意見がありました。

このことについて議長は、本会議や委員会ではっきりと今回のことは、一事不再議に当たらないし、当日のことが懲罰動議として出されたことであり、3日間規定には当たらない、明言されました。最終的には、武雄市議会の品位保持、向上を期して、慎重審議の結果、賛成多数で、地方自治法第135条第1項第1号の規定により「陳謝すべきもの」と決定をいたしました。

なお、陳謝文については、別紙のとおりです。

今回、委員会での審査をする中で、本会議場での動議提出の経緯についても再度確認をいたしました。動議が出された経緯として、記事の内容が発覚した後に、精査のために休憩をされ、その後、議長から宮本議員に対し厳重注意をされました。この際に、そうするに至った経緯を尋ねる議事進行がありましたが、明確な回答はなく、結果、宮本議員のそのときに発言されたことで動議が出されました。

今後、本会議の議事運営において、議事進行があった場合には、議長はより慎重を期する上でも、全体的な意見を集約し、毅然とした態度で議事整理をされることをお願いしたいとの意見が出ました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

本件につきましては、24番谷口議員から会議規則第101条第2項の規定に基づき、少数意見報告書が提出されております。少数意見者の報告を許可いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

少数意見の報告をいたします。

議員宮本栄八君に対する懲罰の件でございますが、まず、要旨を申し上げたいと思います。

本件は、地方自治法並びに会議規則等に規定されているいずれの事例にも該当せず、むしろ憲法で認められている言論の自由、発言の自由や議会活動の抑制、抑圧にもなりかねない問題であります。よって、この法の精神、そして列記されている規定等に反する懲罰というものを与えるべきじゃないということで、少数意見として提出をいたします。

同時に、その論議の中で、今、委員長から報告がありましたように、法に示されている本会議とか、委員会の開会中の行為ではないわけでもございまして、議会外の、しかも事件が発覚したというような表現をされましたけれども、現実問題として、2カ月前の、いわゆる議員が行う通常の法に認められているところの議会報告、政治活動の議会報告書の内容であ

ります。よって、文章から見ても、それが直ちに特定の部署とか、あるいは個人を誹謗、中傷したものとは言えないわけです。これはどんなに考えても言えない。そういうことで、例えば、3日間の規定の問題とか一事不再議とか、いろんな本会議での発言がどうであったとか、謝り方が悪かったとか、そういう論議を考える以前の問題でございまして、私はこの意味からすると、実際にこれを懲罰に科すことは、むしろ議会在が権威を失うものであるという感じをいたしました。あえて私はそういうことで、その意見の要旨として、そういうことを申し上げて、意見書として提出をしたわけでございます。もちろん、所定の賛成者はございました。これについて、委員長報告と同じ同等の報告をすることは許されておりますので、詳細を申し上げたいと思います。

まず第1に、議会の懲罰の中で、今、委員長報告にありましたように、その後の発言とか、そういうこと、いわゆるこの間の懲罰動議が出された日のことで、3日間の規定というのは、なぜ重要かという、議会の混乱とか、そういうことと同時に、議会の議員が政治的な、そしてまた、そういう重要な身分を剥奪するような感じ、例えば、出席停止とか除名とか、それが重いと思いますけれども、そういうことじゃないんです。重いのは議員が懲罰にかけられたということ自体が、表現おかしいですけど、————— [発言取り消し] —————
————— (発言する者あり) ————— そういう形になりますので、そこで、私はそういうふうな問題について、やっぱり慎重にすべきであるということをおは申し上げたことは記録に残っていると思います。

私はあえて (発言する者あり) 委員長の報告と同じような形の中で説明をすることを許可されておりますので、なお、今から資料持っておりますので、ゆっくりお話をしたいと思います。でも、ここで賢明な議員の皆様方は、十分にこのことについて、おわかりいただくとおはしますので、趣旨の説明にとどめたいと思います。

あとについては、質問があれば、いかようにもお答えしたいと思います。(発言する者あり) (「取り消させてよ」と呼ぶ者あり)

○議長 (牟田勝浩君)

暫時休憩いたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 10時36分 |
| 再 | 開 | 10時38分 |

○議長 (牟田勝浩君)

再開いたします。

先ほど谷口議員の報告の中で、不的確の言葉がありましたので、その部分を削除したいと思います。

それでは、懲罰特別委員長並びに少数意見の報告に対する質疑を開始いたしますので、特別委員長の登壇を求めます。上野特別委員長

〔上野懲罰特別委員長登壇〕

特別委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

少数意見の報告に対する質疑を開始しますので、24番谷口議員の登壇を求めます。24番谷口議員

〔谷口議員登壇〕

質疑を開始いたします。

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今言われましたような谷口議員の論法になりますと、つまり3日間以上前のことは、どんなことを言っても御赦免だと。つまり、許されることにつながると思いますけど、そのことはどのようにお考えですか。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

3日間規定というのの法の範囲、精神は、要するに議会の運営がスムーズにいくように、しかもそれがずっと長続きして次の会期に及ばんという厳密な規定があるわけです、法の規定が。そういうことからして、しかも、その会期中に起こったことで、速やかにそのものがあれば、訂正すべきところは訂正し、いけないものはいけないということをきちっと言わにゃいかんから、それが長くたった後で出てくるというのは、という法の精神に基づいた規定だと私は解釈しております。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

重ねてでございますけれども、例えば、議員がしてはならないような、刑罰に触れるようなことが、例えば、3日間過ぎてから、そういう場合、議会で発覚したとなったときに対しても、いろいろよそで不祥事ありよるですね。それもやっぱり3日間規定が入るということなんでしょうか、重ねてお伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

これは懲罰に関する今回の事例について申し上げておるわけですから、その法についてはケース・バイ・ケースじゃないでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

ほかはございませんか。8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

今回は、ケーブルで放映されておりますので、先ほど報告がなされましたけれども、地方自治法並びに会議規則等に規定されているという報告がありましたけれども、そこら辺をもう少し詳しく御説明をいただけたらと思います。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

議員に対する議会の懲罰については、地方自治法第134条、135条、132条等々のいろいろな規定がございます。その中で、実は議会の議員の発言は、憲法といわゆる法に保障されて、しかも責任を持ってそういうふうな発言することについては言われています。だから、今度、論議の中に出てきたものは、結局、こども部に対する批判、中傷だとか、あるいはそういうふうなことも前提としては前段出てきているわけですよ。ところが、實際上、あの栄八通信を見ますと、これは法に許容されている状況の中で、いわゆる議会の自由な、しかも市民に対する議会のこと、あるいは意見を知らせようとする。そしてそういうふうな立場に立った純粋な政治活動であり、議会活動の外部での議会活動というふうな理解をしております。それについて、それを議会内で、この懲罰というのは、議会内での発言、本会議、あるいは委員会における発言、そのことについて懲罰を科すことができる。無礼な発言があった場合、無礼な発言いろいろありますね。無礼な発言があった場合とか、議会の品位を汚すようなことがあったときには懲罰を科すことができるし、私は懲罰委員会の申し出があったこと自体が、私は適正でないということを言っているわけじゃないんですよ。懲罰委員会そのものは成立しているわけですから、懲罰委員会がそれを懲罰の対象とすることがどうかについて、きちっと見ないと、そのこと判断できないから、委員会には出席をしたわけです。そういうことからしたとき、じゃあ宮本議員が出した、いわゆる違法だと、懲罰に該当すると言われるところの、例えば、こども部についてですね、行政が不作為をこれ以上続けて、子どもの耐震、安全のことについてやらないかんことを進めてもらえないとすれば、例えば、それをこども部の不作為部とか、そういうユニークな表現で批判をしてあるというふうな解釈です。

私は委員会で申し上げると思いますけれども、どうも不思議だと。例えば、今はもうやめてしまいましたけど、すぐやる課というのができたんですよ。私、現地も行きました。すぐやる課といったときに、ほかの課はすぐやらん課ばかりあるのかという印象を受ける、そういうこともあったケースがありますね。つながる部ができた。つながる部ができたけど、つながる部をつくるのが別にいろいろ批判の対象になっとらんですよ。ですけども、と

ころが、そういうことですから、ほかの部がつながらんとかというふうな、そういう批判も出てくるとかね、いろいろ問題があるじゃないかということも、いろいろと頭の中めぐらせて私はこのことについて話をしたわけです。

ですから、そういう今の質問にありましたように、そういったようないろんな事例というものを勘案して、やはりどう考えても、いわゆる地方自治法に言うところの懲罰の動議で、懲罰を科するに値しない——値しないじゃない、だけど、重要な案件でありますけれども、値する項目には該当しない部分だと。ですから、議会外の活動がそういうことで、いわゆる結果として抑制されたということになると、今後の議会活動にも影響するし、それは最終的に市民が判断することです。そういうことです。そのために議会が混乱したというのは、それは混乱ということは、私はどういう表現なのかよくわかりませんが、要するに議会がそれと同じことを議会で主張しても、それは別に問題はないと。私はそういう意味で、法によって許容されている範囲のものだという理解をしているわけです。

○議長（牟田勝浩君）

今の件に関して。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、中身に説明が入られましたですね。そこまで触れないつもりでございましたけれども、中身に入られたら、こっちも触れますけれども、実は会議を初めしたと。しかし、国の方針が決まらないために会議を開けない、開いても一緒だということなんですね。だから、それはいち早く会議を立ち上げたけれども、それはなかなか国の方針が決まらない以上、会議を開けないということできなかつた。それをとって不作為という言い方されたんですよ。必要があってしないのであれば不作為ですけども、しなければならぬのをしてしないのは不作為ですけども、しようと思っても、しても一緒なんですね、国の方針が決まらないから。それは本人は重々わかって一般質問なんかしょっちゅうされておる。本人はわかっている。しかし、自分の意に沿うことがないから、それが不作為だ。そして不作為を続けるならば怠慢部だと。ここまで持ってきてあるんですね。だから、私は怠慢部はもちろん悪いけれども、言葉は、こういうのはやめてほしいということがあります。しかし、中身が言われたから言いますが、不作為ということはないんだから、そういう自分の意に沿わないから、不作為と書くのは問題ではないかということで委員会でも言いましたけれども、だから、そういう流れがある。だから吟味した中で、それを私はそういうことを、これから注意しますと言ってほしかっただけなんですけれども、それが大きくなって、結局、懲罰になったというような現状です。だから、不作為を続けたのかどうかですね。谷口元大先輩としてはどのように思われるのか、答弁を求めます。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

これ以上、行政の不作为によって改修がおくれるとすれば、それはこのこども部は、

〔23番「不作为じゃないとでしょ」〕

続くならばと書いてあるじゃないですか。不作为によるものであればということは文章をお読みになったと思うんですよ。

〔23番「不作为してないんでしょ」〕（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

そのまま続けてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

答弁終わってから質問また言ってください。

問題は、文章をよくお読みいただくと、私もこの中に書いてありますけれども、文意を考えたときに、必ずしもそれが特定のこども部が何もせんけん、どうこうということじゃなくて、そういう子どものことを預かっているところのこども部ですね。福祉関係ですか、子どもの関係するわけですけれども。それは学校現場であれば教育委員会でしょうけれども、こども部に関係する保育所の問題ですね。保育所の問題については、かなりもう今、質問者おっしゃるように、今でも耐震構造を含めて、学童の移転、あるいは改装を含めていろいろ問題ありますけれども、周りの小学校をできるならば、それと関連してするという政治的な意見の発表がしてあるわけで、こども部自体が不作为部だという表現じゃないんです。よくお読みいただいたと思いますけれども、これ以上、行政の不作为によって、それが続くならば、むしろ怠慢部とでもすべきじゃないかという、非常にユニークな批判の言葉であったと、こう理解するわけです。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

今、少数意見の説明の中で、言論の自由が抑制されるというふうなことで話があったんですけども、その裏腹にはやはり責任があるんですね、議会として、議員として。その責任について、少数意見者はどのように認識をされているのか。それは先ほど言われた市民皆さんが判断することだと。判断される前に議会人として責任があるんですね。そのことについて、どのように考えられているか。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は本人と違いますから、考え方が少し異なるかもわかりませんが、表現の方法とか――

〔12番「書いとるやん。書いとることに対して」〕

私が書いていることに対しては、それはそのとおりだと、それでいいわけですよ。

〔12番「責任は」〕

何で私が責任をとるんですか。

〔12番「責任はどう考えているかと」〕

責任はみずからがとるわけですから、それは最後に、そういう議会の、議会外での活動等については、それは市民の方がどう受けとめるかの問題で、実際問題について、この議会で責任をとる、懲罰に付するような項目じゃないわけですよ。該当しないわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、今、質問の趣旨と違います。

○24番（谷口攝久君）（続）

あなたが言うことじゃないでしょう。向こうに対して、向こうが違うと言うから――。

○議長（牟田勝浩君）

整理しております。谷口議員、今の質問の趣旨と違います。（「何でんよかということですね。何してもいいということですね」と呼ぶ者あり）

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、何してもいいじゃないですよ。議会での活動とか正当な活動をですよ、そういうことについても、ある程度の許容範囲が示されるわけですよ。そこにいっぱい書類持ってきていますから、説明せんといかんですけれども、時間の関係がありますけれども、要するに例えば、そういうふうな発言等が、それじゃ、国会でもですよ、あなたはよく聞くじゃないですか。じゃあ悪の総合商社じゃないかとか、2番ではなしいかんとかと、そういうふうな非常に失礼な発言がいっぱいあっても、それは論議の中の対象の許容範囲ということになっておるわけですよ。そういうことを率直にお互い言うじゃないですか。そういうふうなことですよ。率直な意見のために、表現はそういうふうにした人もおるかかわらんけれども、しかし、それは懲罰に該当するようなものじゃないと。もっと自由に論議をしていいと。そのかわり、自分が言ったことは責任とらにゃいかんということは、懲罰をかけること自体が問題あるということをおっしゃっているわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、そうは言っておりません。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや少数意見を申しているわけですよ。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

先ほど来、るるおっしゃっておりますけれども、この中で「地方自治法並びに会議規則等に規定されているいずれの事例にも該当せず」という文面がありましたね。もしこれが該当をしていないのであれば、懲罰委員会でこの結果になるはずありませんよね。その点について1点と、先ほど来、谷口議員の報告の中で、(発言)の話がありましたけれども、—(発言)——ああいうふうな言い方を、こういうふうな公式の場で、もしどなたかがちゃんと罪を償ってこられているのであれば、何ら問題ないと。

それともう1つ、先ほど言われておりましたけれども、この懲罰動議を出したときに、出した本人は私ですけれども、そのときに怠慢部とかなんとかいうの問題じゃなくて、その問題じゃなかったんですよ、出したのは。今、るる谷口議員言われておりますけれども、出した趣旨は全く違うんですよ。前回の動議で懲罰動議が出されたときに、ちゃんと1回は戒告やったですか、訓告やったですか、の話がありましたよね。それでもなお宮本議員がどうしてもやっぱり納得されなくて、また今回もこういうふうな案件を出されたということで、これ動議を出したわけですから、怠慢部とかなんとかいう3日間規定とかじゃなくて、今回ののはこういうことで出してあるんですけれども、今、谷口議員の答弁の中では、全く関係のない答弁が出ているんですね。その点についていかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

(発言)と発言しました。それについては、議長が削除していいかということだったので削除してもらった。ただ、そういう表現は、私はちょっと言葉が不足していますけれども、要するに、例えば、懲罰を科せられたということになると、そのこと自体が議員活動には大きな影響がある。そういうことで本人が萎縮して、今後の議会での発言とかいろんな活動が制約されるようなことがあってはいかんから、こういうことは地方自治法では本当に懲罰に該当するのであれば、してもいいけれども、こういうことについては、該当したりしない、しちゃいかんということを書いてあるわけです。そのことを私は申し上げ、例として挙げたわけです。ですから、それは—(発言取り消し)—とか申し上げましたけれども、そのことについては、(発言)をした人はどうこうじゃなくて、そういうふうに犯罪を犯したような印象しか市民の方は受けんわけですよ、このことについては。懲罰をかけられたら、何か悪かことしんさったやろうかというふうな印象しか受けんわけですから、そういう意味では、そういうふうな問題だというふうに理解して、私はそう言った。（「それはおかしかろうもん」と呼ぶ者あり）そういうことです。（発言する者あり）

それから、前回の動議のときに、訓告をしたから、それをどうこうと。前回というのは、いつの話をしているわけですか。今、前回のときに注意したけれども、聞かんから、そういう謝り方が悪かったからとか、前回のときのを持ち越して論議をせんわけですよ、大体は。

そのときの問題についてだけ懲罰委員会は論議をするわけです。（発言する者あり）規約を見てください。（「文書出しとろうもん」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

21番杉原議員

○21番（杉原豊喜君）〔登壇〕

議員に対する懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的規律作用ということをやうたっているわけですね。先ほど来から、原則としては議場内の出来事は3日以内ということでございますけれども、例外としてあるわけですよ。議場外においても、やはり会議運営に直接的な影響があった場合とか、議会をとめるような、いわゆる進行をとめるような、そういった影響があった場合には、議会の議決を経て懲罰を科することができるということをやうたっているわけですね、会議規則の中の規律の中で。それと一番最後は、住民を代表し、指導する立場にある良識ある議員としては、このような懲罰の適用を受けることのないよう、常に慎重な言動に心がけなければならないと、これが一番最後に強くうたっているわけですね。こういったことを踏まえて、懲罰に当たらないと、そのように言われたのか、お伺いします。

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

議会内あるいは本会議あるいは委員会等で、しかも会期中に行った事例について懲罰を科することができる。ただしということがあります。しかし、それはただしというのはどうかという、要するに議場外において、議会での秘密会での秘密を暴露してみたり、あるいは例えば、いろいろゆゆしき議会の品位を汚すようなことがあった場合とか、そういう特殊の場合は科することができるけど、それに該当するかどうかの論議を私たちはしたわけです、それをしたわけです。だから、あなたのおっしゃることについては、確かにこの法律は私も承知していますよ。承知した上で、あえて少数意見を留保したのも、私も35年の議員生活の中で、この少数意見留保は2回しかないですよ。それくらいに議会としては委員会の決議を尊重していく、そういう措置をとっています。しかし、委員会が間違っただけを下したりすれば、それについては——間違っていない、私は正しいと思っていますから、ほかの方を間違いとあえて言いませんけれども、そういうことをしたときは、それこそ議会の見識と品位を問われるんじゃないかと私は思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件に対する討論を始めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。ただいま提案されております懲罰特別委員長の報告に反対の立場から私の意見を述べたいと思います。

議会における議員の基本的な権利としての発言の自由は、言論の府としての議会の機能を発揮するために不可欠最大の要素であります。住民の要求を取り上げて、議員の活発旺盛な発言こそ、ある意味で議会の生命とも言えるものであります。もちろん、発言の自由は、会議のルールに基づく一定の制限を前提に保障されるのは当然であります。先ほど来、質疑がっておりますけれども、したがって、ルール違反にならないように、そしてルールを十分活用して発言の自由を発揮する、この必要性は当然のことだと思います。ルールの一つは、議会の品位を落とすような発言をしてはならないこと。これは会議規則に例示されております。議員は議会の品位を重んじなければならないとされております。地方自治法の第132条は、「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」、そう指摘をしております。具体的には、どのような発言がこれに当てはまるのか、これをめぐってしばしば懲罰の対象にされることがあるわけがあります。したがって、節度を持った正確な発言を心がける、このことが議員には議会には求められる、そう考えております。

今回の宮本議員に対する懲罰に関する案件は、宮本議員が本会議での発言ではなく、栄八通信という議会報告の一部の表現を取り上げて、懲罰の対象にしていることに合理性も法的根拠もないことを考えております。このことをもって懲罰に沿うとしても、懲罰の短期時効の原則に反するものであります。このことは、事が起こった日から3日以内の動議を提出するという、さきの原則からしても、懲罰動議が成り立たない内容であります。さらに、議長の秩序保持権の行使と考えられる点で言えば、議会の秩序保持に直接関係なかったものの、6月議会の会議録289ページですけれども、これを引用しますと、これは一事不再議の件にかかわる問題でありますけれども、議長の発言を見ますと、「先ほど正副議長、そして議会運営委員会正副委員長と協議をいたしました。」と。あと中略しますけれども、この部分の表現、これは宮本議員の栄八通信の文書の表現ですね、「この表現につきましては、議員の議会報告等々自由な表現はありますけれども、余りにも不適切だということで、議長から厳重に注意したいと思います。宮本議員、何かありますか。」、これが議事録289ページに掲載されている議長の厳重注意という、懲罰よりも——対象じゃありませんけれども、厳重注意ということで指摘をされております。そこで、宮本議員本人が、これは宮本議員の釈明ですけれども、「言い回しには注意して、趣旨と言い回しで誤解を与えないようにやっていきたいと思います。」、こう釈明をされました。このことは議長の厳重注意を本人が受け入れ

て、一見、事は済んだ内容であります。さらに、会議録で言えば290ページですけれども、議長は栄八通信で表現されている怠慢部という表現について、次のように述べております。

「怠慢部という言葉というのは余りにもひど過ぎる。そういうことで、再度繰り返しになりますけれども、厳重に注意したいと思います。」、以上、二度にわたって議長の厳重注意ということで事は済んだものと考えます。したがって、一事不再議の原則からしても、懲罰の対象にはなり得ない、そう考えるものであります。

最後になりますけれども、議員の政治活動の自由を侵すことになりかねないという問題であります。議員の議会報告は、憲法と住民自治の点からして、政治活動の自由、表現の自由と、基本的な権利として保障されたものであります。表現の自由に関しては、議員の政治的見識等を求められるわけでありますけれども、相手を侮辱したり、政治的品位を損ねたり、それらは最終的には情報を受けた有権者が判断することであります。

以上3点にわたって反対の意見を述べましたけれども、今回の件は、単に1人の政治活動にかかわる問題だけではありません。こういうことが懲罰の対象になるというのであれば、政治活動の抑圧になりかねない、そういうことを再度表明をいたしまして、私の反対の意見といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

2番山口等議員

○2番（山口 等君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。私は委員長報告に対し、賛成の立場から討論を行います。

私が賛成する理由はただ一つ、こども部の名誉を回復してあげたい、その一言に尽きます。これまで武雄市民や子どもたちのために一生懸命働いておられるこども部の方が、何も仕事をしていないような表現、つまり、こども部を怠慢部だと表現された宮本議員が素直に反省してもらうことで、その名誉を回復してあげたい、その一心であります。たとえ自分の意思がそこになかったとしても、相手に傷をつけたのであれば、みずから反省し、それを謙虚に受けとめる、これが議員の品性であり、議員としての立場ではないでしょうか。

私は武雄市議員になって、まだ1年半しかありませんが、市民の皆様に対し、常に謙虚でありたい。それが議員の姿ではなかろうかと常々自分自身に言い聞かせております。今回の懲罰特別委員会の審議段階で、反対論者の中には、議長が注意したのだから、それでいいのではないかという意見もありました。しかし、議長の注意もどこ吹く風、その後の怠慢部という文字を訂正しようとしません。それどころか、武雄市以外まで配布をされるなど、全く反省するような気もありません。こうなると、注意したからそれですべては終わったとするには、やはり無理があるのではないのでしょうか。何の反省もないのなら、怠慢部と言われた職員さんたちの名誉はどうなるのでしょうか。表現の自由だからといって、言いたい放題、

やりたい放題でいいのでしょうか。議会人として私には疑問が残ります。

また、今回の特別委員会の中では、議長経験者や監査委員経験者という大ベテランの方から、一事不再議における、また3日間規定に抵触するなどの意見が出されました。先ほども申しましたが、私自身、武雄市議員になってわずか1年半しかありませんが、今回の懲罰動議の提出者の一人として、私なりに考えもしたし、勉強をいたしました。

まず、一事不再議ですが、地方議会研究会の著書、「議員・職員のための議会運営の実際」という本によれば、一事不再議とは、議会が特定の案件について議決した場合、それと同一内容の案件を再び審議できない、これが一事不再議と書いてありました。今回の場合、議長は宮本議員には注意されたものの、議事は中断されたままの状態でしたし、今回の議長の注意を議会が特定の案件について議決した場合とするには無理があると思います。委員長報告にもありますように、当日の一般質問での怠慢部との話が出たので、議員の中から、本当にそんなことがあったのかと、議事の進め方について意見が出されましたが、それに対して議長は、後で精査するということが言われました。この件につきましては、特別委員会でも論議をしましたが、議長の宮本議員への一方的な注意のことや、経過を尋ねられた議事進行についての対応は、あれで本当によかったのだろうかというような意見も随分出ました。しかし、一事不再議と言われるような議決があったわけではありません。このことについては、議長みずから一事不再議ではない、委員会でも説明をされました。

さらに、武雄市議会規則第153条では、懲罰の動議は、懲罰事案が起こってから起算して3日以内に提出しなければならないとありますが、今回の動議は、その日の宮本議員の態度に対して行われたものであり、何ら抵触しません。これも議長みずからが委員会で説明をされております。

また、議員必携の懲罰の項によりますと、懲罰は原則として会期内における議場内の行為に限られますが、議場外での行為であっても、会議運営に直接的な影響を与える場合、議会の議決によって懲罰を科し得ることとなっております。

繰り返しになりますが、今回の委員会に牟田議長にも出席をしていただき、真意をお尋ねいたしました。議長ははっきりと今回は一事不再議に当たらないし、当日のことは懲罰動議として触れることであり、3日間規定にも当たらないと明言をされました。議長はそのように議事を進めてきたと明言されております。議事を進めたり議場の整理をするのは議長の責務だと思います。また、議場では議員は議長に従うべきだと思います。

以上のことを考えてみましたら、一事不再議に触れる、3日間規定に抵触するという意味での反対にはならないと思います。

では、一体こども部にどのような不作為があったのでしょうか。こども部としては、武雄保育所の今後の検討を進めることで、公立保育所運営検討会をいち早く立ち上げられましたが、国の新システム、つまり子ども子育て新システムが定まらず、平成25年の施行を目指し

て、現在、再検討をされております。このことは現在の保育制度が根底から変わることも予想され、国の指針が定まらなないと、今の段階では武雄保育所をどういう保育内容にするのか、またそれに伴い、どのくらいの施設に必要なのか、判断はできないと思いますし、いろんな検討もできないかと思えます。それを不作為と表現されるのはいかがなものでしょうか。むしろ、この指針を待ちながら、いち早くこの運営検討会を立ち上げられたことは、評価すべきことではないでしょうか。

今、私たち議員が取り組むべきことは、つまり最も大事なことは、自分の思いどおりにならないからといって、こども部の看板をおろし、怠慢部にすべきと言われた職員の方の名誉をどのようにして晴らしてあげるか、またどのようにして救ってあげるか、このことだと思います。

そこで、こども部の名誉を回復してやることはもちろん、さらには議会の品位や權威を守るためにも、今後、怠慢部などと職員を侮辱するような言葉は使わない。また、使わせないことだと思います。そして宮本議員自身が、反省は反省として謙虚に受けとめられ、このことを心から期待するものであります。

少し長くなりましたが、議員の皆様方の御理解と賛同を期待して、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私は宮本栄八議員の懲罰動議に対して、委員長の報告に反対の立場で討論させていただきます。

その理由の1点目は、懲罰動議の3日要件であります。武雄市議会会議規則第153条第2項に、「前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。」また、原則として、会期中における議場内の行為に限られるが、議場外の行為であっても、正当な理由がなく欠席をした者。秘密の事案を漏らした者、また会議運営に直接的な影響を与えるような行為とあります。そのようなことが本事案は、今年3月定例議会後の議会報告に記されている事柄であります。数日前の議会報告の文書であります。また、本文書は、議会内の秘密文書でもありません。

そのようなことから懲罰動議に反対であります。議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

委員長報告に賛成の立場で討論をしたいと思えます。

ただ1点だけ、議員の品位の保持という意味で、大体そもそもその一般質問の中で、自分の主張を言うて、それが通らんやったと。新聞の中でぼろくそに書くと。その書き方も怠慢部という汚い表現を書いていくことは、やっぱり議員の品位を保持していないと思いますので、そういう意味において、委員長報告に賛成をいたします。

議員の御賛同をよろしく申し上げます。終わり。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議員宮本栄八君に対する懲罰の件についてを採決いたします。

本件は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する特別委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、宮本栄八君に陳謝の懲罰を科すこととあります。本件は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、宮本栄八君に陳謝の懲罰を科すことは可決いたしました。

宮本栄八君の入場を求めます。

〔宮本議員入場〕

○議長（牟田勝浩君）

ただいまの議決に基づき、これより宮本栄八君に対し、懲罰の宣告を行います。

宮本栄八君に陳謝の懲罰を科します。

これより宮本栄八君に陳謝をお願いしたいと思います。宮本栄八君に陳謝文の朗読を命じます。登壇を求めます。

ただし、ここで注意しておきます。陳謝文以外の発言は禁止されております。7番宮本栄八君

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

この文書を朗読することを拒否いたします。その理由は、文章内の事実と違う文があるからです。

○議長（牟田勝浩君）

宮本議員、これは先ほどこの議会の議決によって決められました。その文の陳謝が科せられました。拒否ということでしょうか。

拒否ということですが、宮本議員、議会の議決というのは、例えば、いろんな条例が議会で議決されます。その条例を市民はそれをきちんと守ってやられております。やっぱり議会の議決というものの重みというものは大変重いものであります。それをちょっと拒否

ということで先ほど言われましたけれども、拒否……。 (発言する者あり) 懲罰委員会も6回にわたり、これが開かれて協議されてきたんですけれども。(発言する者あり) これも先ほど言いましたように、この文章は懲罰委員会で作るようになっています。懲罰委員会でそういうことになりました。拒否ということですね。(発言する者あり) 瑕疵という言葉は認められません。宮本議員、まだ本会期は26日まであります。また再考されて登壇の許可あるときは申し出てください。よろしくお願いします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11時21分